

# 国際政治における道徳の地位

田 村 幸 策

- 一 三つの学説
- 二 国家理性の理論
- 三 歴史上の先例
- 四 國際法との関係
- 五 マルクス主義と倫理

## 一 三つの学説

圧倒的に武力の支配する国際社会、無拘束にパワー・ポリティックスの行われる社会に、道徳とか倫理の存在を疑うことには正当性がある。しかし国際法が、広汎ではないが、十分に果しうる特定の機能が存在するのであるから、国際関係の領域に全然道徳や倫理の不在をいうことは許されそうにない。国際道徳の問題とは、国際社会の構成員間の関係に、個人間の関係に適用される道徳規範と同一またはそれに比較されるルールが存在するか否か。個人間における善惡の基準を国際社会に適用したり、または国家が守りたくない道徳的義務でも、強いて履行さすべきだと詮索することがなんらか役に立つか否か問題である。

国際道徳に関しては、その存在を全然否定する説と、国際道徳を個人道徳と全く同一視する説と、国際道徳の存在

は肯定するが、個人道徳との差異を主張する流派との三派に分れている。一六〇四年威尼斯共和国駐在のイギリス大使サー・ベンリー・ウォットンは、「大使とは自国の利益のために、ウソをついて外國に派遣された正直な人間である」(An ambassador is an honest man sent to lie abroad for the good of his country)と戯書した。これはウソをつけることは個人道徳上は許されないが、國家間においては公許されている意味である。しかしこれはウォットン大使自身の個人的見解というよりも、ルネサンス時代の外交を体験かつ深く考察した、マキアベリーが「君主論」(一五一三年)に公式化した、当時の代表的政治哲学を表現したものに外ならない。君主論第一八章によると闘争には法によるものと、力によるものとの二つの方法がある。前者は人間、後者は野獸に、それぞれ固有なものである。しかし第一の方法だけでは、しばしば不十分なことがあるので、第二の方法に訴えるをえない場合がある。故に君主は野獸と人間とを、いかに上手に使い分けるかを理解せねばならない。そこで君主はいかに野獸のことく行動するかを知るためには、狐と獅子から学ばねばならない。獅子は落し穴に対して自己を防衛できないし、狐は狼に対して自己を防衛できない。故に落し穴を知るためには、狐にならざるをえないし、狼を追い払うためには、獅子にならざるをえない。しかしだ単に獅子のことく行動することは愚かなことである。また思慮ある君主は約束を守ることだが、自己を不利な地位に陥れるか、または自己が約束を行つた理由がもはや存在しなくなつた場合には、その約束を守りえないし、また守るべきではない。もしすべての人間が善良であれば、この教訓は善くないが、人間は恥知らずの動物であつて、君主に対する約束を守らうとしないから、君主もかれらに対する約束を守る必要はない。しかも君主は自己の破約をもつともらしく見せかける、善い口実をいくらでも発見できる。君主の不誠実によつて、いか

に多くの約束が無効にされたか、無数の事例を示すことができる。そんな先例によると、いかに上手に狐をまねるかを知った君主ほど成績がよろしい。君主はいかにすれば、自己の行動をもつともらしく見せかけるかを知ると同時に、偉大なウソつき者、またはダマン上手にならねばならない。人間は単純であって、当面の必要に支配される動物であるから、ダマそうとする者にとって、いつでもダマされうる人間を発見できる」とある。

スウェーデンの有名な政治家アクセル・オクセンステルン（一五八三—一六五四年）が、「外交は常に二人の従順な下僕に奉仕されねばならない。それは偽装と虚偽との二人であって、無いもの有ると装い、有るもの無いと偽ることがそれである」（*Simulantur que non sunt, que sunt vero dissimulantur*）と教えたことも、かれがマキアベリーと同様に、ビザンチン帝国（東ローマ帝国）時代における、権謀術数を外交の本質と解釈した遺風から脱脚しなかつたためでなければならない。

マキアベリの「君主論」と正反対に、国際道徳の存在を力強く肯定するカントの「永久平和論」（一七九五年）によると、「永久平和の保障を提供する力は、大芸術家たる大自然そのものに外ならない。自然の機構過程は、人間の不和から、人間意思に反してすら、調和をもちきたさんとする、合目的性の企図を明らかにしている。大自然は共通の利益を徐々に悟る隣接の諸国民をもつて、全地球を充满させている。通商的精神は戦争と両立できない。その精神は早晚あらゆる国民を捕えてしまう。かかる理由で大自然の機構（または通商精神）が、人間の利己的性向（それは当然相互的かつ対外的に反対作用して中和する）を通じ、理性によつて、理性それ自身の目的たる正義の王国を実現するための手段に使用され、それによつて国家の力の及ぶ限り、対外的並に対内的平和を促進かつ確保できる。かくして遂

に正義が最高性に到達せねばならないことが、抗拒できない大自然の意思であるといふ」と宣言している。

グローチウスは「戦争と平和の法」（一六二五年）第二編第二章第四項において「不正な戦争原因」を論ずるに当り、「一部の人たちが、正当の戦争原因と主張するものを、理性で検討すると、それが不正な原因たることを発見する。そんな場合は、リバーがいふごとく、正義に基く決定ではなく、暴力に基く決定を求めていることが明かである。極めて多くの国王たちは、ブルーターグがいふごとく、戦争と平和という一つの言葉を、恰も貨幣でも使用することなく、正しいものを取得するためなく、有利なものを取得するため使用する。新しい不正な戦争原因に関しては、ある点まで、正当な戦争原因に関し既に説明したことから知ることができる。直なものが、事実上、曲ったものを知る指標になる」と、戦争か平和かの問題に対し、国際道徳の演ずる役目を簡潔に説明している。アリストートも「個人と国家の双方に対し、同一の道徳律が行われることが最善である」と説いている。

国際道徳の存在は肯定するが、それは個人道徳とはちがっている、と主張する第三派はヘーゲルとトライチケのとする立場であるが、ヒュームも「君主のためには、私人を支配すべきものよりも、遙かに自由な道徳制度がある」とのべている。トライチケの「政治論」（一八九七—八八年）によると、国家の主要な道徳的責務は、自己保存であるが、個人の最高な道徳的義務は、自己犠牲であると定義し、「われわれは戦争の過程そのものから、戦争の道徳的莊厳性を知ることを学んだ。その過程は皮相な観察者には、残忍かつ非人道的に見える。戦争の偉大性はまさに一見その恐怖たることにある。祖国のため人道に関する自然的感情を克服し、自己に害悪を加えない人間を殺すのが戦争である。その殺される敵はおそらく騎士道の人物として尊敬に値する人たちであろう。自己の生命を犠牲にするのみならず、

自己の魂の自然的な正当の本能まで犠牲にするのが戦争である。自己自身そのものを愛国主義のために捧げねばならないのが戦争であって、戦争の崇高性はここにある」とのべ、またヘーゲルの「法律哲学」（一八二一年）によると、国家は倫理思想を具体化したものであって、それ自体が目的であり、自己保存がその最高の義務である。国家は武力によつて結ばれたものではなく、秩序に対する人間の深い本能によつて結ばれた精神的構造物であり、理性を最高度に具現したものである。世界歴史は自由の意識に向つての進歩であり、実在は静的なものではなく、進化の過程である。国家は自己自身の主人公である。国際法は眞の約束ではなく、いかなる国家も法律上も道徳上も、国際法には拘束されない。重大な紛争は戦争によつてのみ解決され、戦争は善でもなければ悪でもなく、それは自然的なものである。戦争は全国を掃除する人夫として、また物質的なものの非重要性を強調するものとして効用性がある。国家は戦争を決定するに当つては、自己の利益を考量し、それ以外のいかなるものも考えてはならないと説いている。

## 二 国家理性の理論

異常な大事業は尋常の手段では達成できない。そんな場合、国家は法や正義に反する」とも行わざるをえない。その際、国家が援用する最高利益の考慮を「国家理性」（*reason of state, raison d'état, Staatsraeson*）といふ。この語葉の起原は、スターリング教授によると史学の泰斗ランケにある。ランケの祖述者マイネッケの国家理性に関する解説によると、「力（Kratos）と倫理（Ethos）が結合して、国家をつくり、歴史をつくる。しかし両者の関係は発展の各段階、殊に政治家の行動において、不鮮明かつ疑わしいものがある。政治家の行動がどこまで、権力に対する衝動、支配慾

並に野心によつて動かされているか。またどこまでその権力に対する衝動が、政治家の任務に委ねられた集団的総体の福祉に対する倫理的考慮によつて制限されているか、を重ねて質問せざるをえない。クラートスとイーストとの間、権力衝動に促された行動と、道徳的責任に促された行動の間には、国家生活の最頂点において、国家理性という橋が架けられている。それは特定の場合、国家存立の最高点に達するため、国家はなにをしなければならないか、なにが得策であり、有用であり、有益であるかを考慮しなければならないのがそれである。そこには現実的なものと理想的なもの、本能的なものと合理的なものが、平行線を走つている。自然的なものと精神的なものとが合流する中間地帯がある。目的は社会福祉という最高度に倫理的なものであるが、手段は時として粗野にして原始的なることがある。

ここに国家理性の問題に偉大な意義がある。それは歴史的なものに止まらず、哲学的なものもある。この問題はこれまで適正な評価がなされていない。かくのことく国家理性は最高の一重性 (duplicity) と二元性 (duality) とをもつ行動の原則であつて、一面は物質的自然に向い、他面は理性に向つている。それはまた中間の面をもち、そこでは自然に属するものと、精神に属するものとが混在している。かくして国家理性の命令にしたがつて行動することは、絶えず光と闇との間を往復することになる。ここに歴史の最も悲劇的な面がある。ただし人間を急激に道徳化することは不可能であると同時に、法の父であり守護者たる国家が、常に法の命令に拘束されえない場合があるからである。國家は同時に倫理の世界と自然の世界とに住む、水陸両棲動物であるから、その衝突は永久的であつて、双方とも譲歩しない」とある。

パスカルは「武力なき正義は無力であり、正義なき武力は暴君である。武力なき正義が神話にすぎないわけは、社

会には常に悪人が存在するからである。同時に正義なき武力はそれ自体既に罪悪である。それだから正義と武力とは一緒にしなければならない。なにごとも正義に叶つたものは偉大であり、偉大なものは正義に叶つたものになるよう、事物を処理しなければならない」と教えている。

### 三 歴史上の先例

ナポレオン戦争の直後ロシア皇帝アレキサンダー一世の発想により、一八一五年九月二六日ロシア、プロシア、オーストリア三国の君主間に結ばれた有名な「神聖同盟」(Holy Alliance)は締約国と他のすべての国との関係のみならず、締約国政府とその臣民との関係に対し、バイブルの教えを適用することを約束したものである。同盟条約の前文は「三君主が過去三年を特徴づけた重大事件の結果として、かれら相互間の関係をキリスト教の崇高な真理にしたがって処理することの必要を確信するに至った。この条約は三君主が各自の統治のみならず、他国との政治的関係において、キリスト教の教義（正義と仁愛と平和）を唯一の指針とする決意を全世界の面前に公表する以外なんらの目的をもたないことを宣言する」と規定し、本文第一条は「三君主は互に同国人とみなし、あらゆる場合、あらゆる場所において、相互に援助を与える、各自の臣民および軍隊に対しては、自ら家父をもつて任じ、宗教と平和と正義とを守護するよう指導する」と規定し、第二一条は「三君主はかれらの国民に対し、キリスト教が人類に教えた義務の原則と行使とにおいて、毎日自己を強化することを勧告する」と規定し、第三条はすべての国が、この条約に加盟するよう招請を行つた規定である。ヨーロッパの君主（ローマ法王とトルコ帝を除き）は全部参加したが、イギリスは加盟を拒否し

た。理由はカッスルレー外相の説明によると、聖書の原則を強調する「条約」に、國務大臣が副署することに憲法上の疑義があるのみならず、議会の反対を慮り、摂政からロシア皇帝に親書を送り、神聖同盟の精神には賛成であると伝え、ロシア帝の面目を立てながら、憲法上の支障を口実として加盟を拒否したとある。

第一次世界大戦の終りに、人類が歴史上初めて建設に成功した集団安全保障制度たる「国際連盟」の構成法（規約と反訳されている）に関するアメリカ政府の草案は、個人と国家との双方を拘束する、道徳規範の同一性に強調がおかれたものであった。すなわちウイルソン大統領に代つてハウス大佐の提出した草案によると、「名譽と倫理との同一基準が、国際的に、他の事項におけるがごとく、國家の問題においても、行わなければならない」とあつた。ベルサイユ会議で修正の上確定された、国際連盟規約の前文には「締約国間に公開にして、正義にかない、かつ名譽ある関係を規律し、正義を維持し、一切の条約上の義務に対する厳正な尊重」を払うとある。

ベルサイユ条約第二二七条には「連合国は前ドイツ皇帝ウイリアム二世を、国際道徳と条約の神聖とに対する最高の罪（supreme offence）を犯した者として公然告訴する。被告を裁判するため、日本、イギリス、アメリカ、フランス、イタリーが、それぞれ一名づつ任命する五名の裁判官をもつて構成する特別裁判所を設け、被告には弁護権に不可欠な保障を確保する。裁判所は国際政策の最高動機を指針として決定を行う。それは国際的約束に基く厳粛な責務と、国際道徳の有効性とを擁護するのが目的である。裁判所は自ら加えねばならないとみとめる処罰を決定する義務がある。連合国はオランダ政府に前ドイツ皇帝を裁判のため連合国に引渡すよう要請する」とある。しかしオランダ政府がドイツ皇帝の引渡を拒否したため、この裁判は実現できず、ベルサイユ条約第二二七条は空文に終つた。

この規定をベルサイユ条約に加えることには日本とアメリカが反対した。日本の反対理由は二つあって、その一はドイツ皇帝を刑事上の犯罪人として裁判しうる刑法も存在しなければ、慣習法も存在しないこと、その二は国家の元首を裁判に付することそのものに主義として不賛成というにあつた。アメリカの反対理由も日本のそれとほぼ同一であつて、ランシング国務長官の覚書にも君主または元首は、すべての文明国の国内法においても、また国際法においても、訴追を免除されているとある。特に事後立法による処罰は、アメリカ憲法が明文をもつて禁止するところであつた。ともかくウイルソン大統領がドイツ皇帝を「刑事上の犯罪人」として裁判することに反対であつたため、ベルサイユ会議の「最高会議」において「戦争責任委員会」の多数意見を拒否し、妥協案として第一二一七条所定の「犯罪」(crime)ではなく、政治上の罪であり、またその処罪も刑事罰でなく政治罰にすぎないのであるが、ただ第一二一七条の解釈上被告の有罪が事前に決定され、裁判所は単に处罚の決定を下す義務を負うのみであつて、無罪の言渡が許されないことに本条の特色の一つがあつた。

日本国憲法第九八条は「最高法規」という章下に、「日本が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に順守することを必要とする」と命じている。しかし条約や国際法を誠実に守ることは、国際社会を構成するすべての国の基本的義務であつて、ひとり日本にのみ要求されることではなく、地球上のすべての国に適用する国際法上の大原則でなければならない。仮りに憲法にこんな規定がなかつたとしても、日本に条約を破り、国際法を無視する自由は与えられていない。惟うに日本国憲法が世界の他のいかなる国の憲法にも発見されない、かかる特異な規定をかか

げた理由は、満州事変以来、日本が国際連盟規約を破り、更に不戦条約を破つて、侵略を逞うしたとの国際連盟総会の決議（一九三三年一月一四日）が、憲法の実質上の起草者たる占領軍司令部を動かした結果と解釈する外ない。果してしかば、第九八条は日本が過去において犯したといわれる条約および国際法に対する違反の史実を間接に憲法の明文をもつて裏書したに均しいのであって、日本国民にとり名譽ある規定とはいえない。

一九三三年三月四日ローズベルト大統領は議会における就任演説で、「世界政策の分野において、私はアメリカを善隣政策に献げたい。その隣人とは他人の権利を断固として尊重し、かれの義務を尊重し、隣人の世界において、かつその世界とともに、かれの約束の神聖性を尊重する」ものを意味するとのべ、更にローズベルト大統領は一九三六年一月二七日「ブラジル議会における演説」で、「戦争の標語 (motto) は強者を生き残らせ、弱者は死なせであるが、平和の標語は強者をして弱者が生き残るよう助けしめよである」とのべ、ラテン・アメリカに対する善隣政策を繰返している。国際連合憲章の前文によると、国連をつくる目的の一として、「寛容を実行し、かつ善良な隣人として互に平和に生活」することをかかげている。しかし詩人シルレルは夙に「いかに信心深い人たちが、平和に暮したくとも、悪い隣人がそれを好まなければ、平和に暮すことはできない」(Es kann der Frömmste nicht in Frieden bleiben wennes dem bösen Nachbar nicht gefällt.)と善隣政策の困難性を警告している。

#### 四 國際法との関係

一六、一七世紀間、いな一八世紀に入つてすら、国際法と国際道徳とは自然法の形において、それ以前またはそれ

以後のいかなる時代よりも密接に結付いていた。国際法の起原は自然法学者が主張するごとく、自然法そのものになるとすら広く信じられていた。国際法の父グローチウスは「理性を賦与された人間の社会」に適用される法的原理が国際法であるとした。ロスコー・ペイントによると「国際法は学者の法的思弁から生れた。なぜそんな法的思弁が実在なものになつたかは、その思弁によつて人間が、国際間に法的制度をつくるべきなものかを学び、かつそんな法的制度を効果的につくりうるとの確信を与えたからだ」といつている。しかし国際法と自然法との連結は、漸次、切斷されるに至つた。理由は学者が国家主権を最少限度に制限すべきであるとの近代国家の要求に応じたこと、国際法の改革または法典化に対する努力は、現実の法と将来の法とをより厳しく区別するに至つたこと、経験に基く自然科学が法学の研究に対する演繹的なアプローチに内在する独断性に不安をいだくに至つたことであつて、現段階では国際法の理論は、かつて自然法学者の演繹法による行過ぎのことく、実定主義が無批判に受入れられている。自然法とはグローチウスの定義によると、「正しい理性の命令であつて、その命令はある行為が合理的性質に合致するか否かによつて、そのうちに道徳的堕落性をもつか、道徳的必要性をもつかを指示する。その結果かかる行為は、自然の創造者たる神によつて、禁止または命令される」とある。

そこで残された問題は、國家の慣行および国際裁判所が、いかに国際法と国際道徳との連結を保持しているかにある。一九二二年アメリカとノールウェー間の紛争に関し常設国際仲裁裁判所は、「一九二二年両国間に結ばれた特別協定に使用された『法と衡平』なる言葉は、アングロ・サクソン法学において使用される伝統的意味に理解してはならない。国際法学者の大多数は、この言葉は特定の法理学または一国の国内法と区別して、正義に関する一般原則を意

味するものと理解することに一致している」とのべ、紛争当事国の意図は裁判所がこの紛争を純然たる法律上の理論でなく、国際法の補助的源泉としての国際道徳によつて解決することを可能にしたものである。また一九三七年オランダとベルギー間の紛争に関する常設国際司法裁判の判決に対し、ハドソン判事は「裁判所規程第三八条の下において、同条から離れなくとも、裁判所は『衡平』の原則を、裁判所が適用しなければならない国際法の一部とみなす、若干の自由がある」との個人的見解を附加している。

国際法の内容を「権力の法」、「互恵の法」、「調整の法」の三つに分析しようとすれば、権力の法としての分野における国際法は、国際道徳と区別できない機能を果してるので、国際的行為の基準として、国際法を別個の存在とする必要はないとの疑問が起る。しかし互恵の法および調整の法としての分野における国際法は、個人間の関係において、宗教および道徳と並行して、法律が要求されると同一理由により（たとえば詐欺行為は法律のみならず、宗教でも道徳でも禁止されている）必要とされざるをえない。これに対する回答はプラトーが「人間は自らに法を与え、それによって生活を規律するか、または野獸のうちの最も手に負えない奴と同様な生活をするかでなければならない。それは次の理由による。すなわち人間も、なにが生活協同体としての人類にとって善であるかを見分け、かつ善を見付けたとき、それを間違いなく実行に移す意思と能力を、確保する天賦を与えられていないからだ」とある。

それでは国際法があれば十分であつて国際道徳は余計なものかといえば、そう推断することは誤りである。国際法は外部の制裁によつて強制される最少限度の基準であり、国際道徳は国家相互間の関係により高い基準を適用せんとするものである。かかるより高い基準が長期にわたつて適用さるればそれが法的ルールに結晶する傾向にある。した

がつて国際道徳は二つの機能を果しうる。第一は法的に拘束力あるものと各国に受諾されたものよりも、一層高い倫理的価値の選択的基準を提供することであり、第二は現行国際法の成長発達を促す動因として役立つことである。国際司法裁判所規程第三六条の下における「選択条項」を受諾することによつて、各加盟国は意識的に、「自然法」に国際法の補助的源泉としての地位を与え、かかる国家間におけるいかなる紛争の解決に当つても裁判所は自動的に「文明國の承認する法の一般原則」を適用できる。更にこの方向における一層大きな自由が、もし裁判所規程第三八条二項によつて、加盟国が紛争を「衡平と善」の法則によつて判決することに合意すれば、裁判所に与えられてくる。この規定は一九一六年「米墨一般要償委員会」の次のとき否定的批判によつて傷けられた「自然法」の地位を、疑わしいものから、確固たるものに引上げたことになつた。

自然法は約三世紀以前に新しい国際法をつくり上げるに役立つたかも知れない。また人間および国家の不可譲の権利という思想は、約百五十年以前には大西洋の両岸における近代民主主義の発達に、有益な影響力を行使したかも知れない。しかし自然法は国内法または国際法の恒久的基盤としては失敗した。今日自然法は一方において実定国内法の代替物としても、他方において国家および政府の行為と声明によつて承認された、実定国際法の代替物としても使用できない。

古代、中世に比較して、近代の国家も個人も、道徳的に堕落しているかのとく錯覚することは誤りである。ギリシアの国家は本質的には閉鎖社会であつて、ギリシア人の社会はかれら相互間においては若干の道徳的基準をもつていたが、国際関係すなわち「バーバリアン」（外国人の意味）との関係においては、そんな自制は示さなかつた。ローマ帝国も辺境の民族を、ローマ人とは全然異なつた立場で取扱つた。中世のキリスト教徒たる君主たちも、キリスト教王国の構成員として、相互間に特殊な道徳的義務の存在を認めながら、殆んどそれを実行しないのみならず、非キ

リスト教徒に対してもなおさら実行しなかつた。

## 五 マルクス主義と倫理

### ヘーゲルとマルクス

マルクス主義の倫理はマルクスのとる哲学的立場から論理的に引出されたもので、概ね次の三つのテーマを特色とする。

(1) ヘーゲルの弁証法は、倫理その他あらゆる制度の基盤となりうる、永遠不変な原則の存在を否定する。理由は本来の理念そのものが、断えず変化する状態にあるからである。

(2) カントによると人間は外界の世界に関する真の知識をもちえないけれども、道徳的意識においては、堅固な基礎に到達している。カントは人間の行為に関し若干の原則（有名な至上命令）を系統的にのべ、それらの原則によつて個人道徳は統制されねばならないと教え、それらの原則に対し普遍的効力を要求している。しかしヘーゲルはカントのかかる倫理を最終的なものとして受諾することを拒否するとともに、ヘーゲルは理性によつて指導され、弁証法によつて運営され、その下において文明の盛衰が行われる、偉大な歴史的過程なるものと取組み、その歴史的過程の正当性を立証するがためには、世界歴史の判決の基礎を構成する、一層高いダイナミックな倫理の存在を示す必要があるとしている。いかなる国家も、右のほうを打たれれば左のほうを出す個人道徳を守つていたのでは、支配的地位に到達しえないからである。従つてビスマルクが、ドイツの統一と安全と栄光のためにとつた行動を、悪から善が生れ

た例外的事件として弁護することは、ヘーゲルの満足しえないところである。理由はヘーゲルが全然合理的なものとしたい歴史的过程に、偶然の要素を導入するからである。ヘーゲルの見解によると、カントの至上命令はそれが現実に危険でない場合は氣の抜けた、つまらないものであり、またキリスト教の道徳的命令の多くは、「ブルジョア社会」には適用しないものであり、それを適用せんと企てた国家は、たちまち破滅をきたすというにある。

(3) マルクスはヘーゲルとともに、抽象的な倫理上の觀念主義、すなわち正邪善惡に関する普遍的原則が存在するとの見解を拒否している。マルクスの見解によると、「人間性」(human nature)などというものが、抽象的に存在するものではない。善惡に関する人間の理念は、社会有機体の經濟的構造によつて決定され、その理念そのものはその有機体の一部を構成するとある。マルクスは個人の道徳ではなく、グループの道徳に関心をもつが、そのグループとは国家ではなく、階級を意味し、歴史の背後にある力は階級闘争であつて、これがその階級自体の倫理を生むとの主張である。ヘーゲルは警察や下級裁判所の道徳基準では正当化されない行為でも、それとちがつた高い広い基準を採用する世界歴史の法廷では、終局的に承認されるかも知れないとは指摘しているけれども(前述のビスマルクの例)国家またはその指導者たちが、かれらの行為がかく終局的には承認されるかも知れないことをアテにして、思うままの行為をとる自由があるとは言つていない。

マルクスによると、どんな社会でもその倫理制度は、宗教や法律と同じように、生産条件によつて創造された上部構造の一部にすぎないので、常に支配階級の利益を反映している。故にその価値は「階級的道徳」の表現以上のなものでもありえないのであるから、階級制度の存続する限り、その価値を論議しても、有用な目的には役立たない。

階級制度が破壊された時にのみ、それ以前ではなく、初めて倫理を健全な基礎の上におくことが可能になる。マルクスの「共産党宣言」は資本主義制度に対する、史上最強力な起訴状であるが、「公正」(right) とが、「正義」(justice)なる語は、どにも発見できない。またマルクスの「資本論」に使用されている「搾取」(ausbeuten, exploitation)なる言葉も、直接倫理的な罪を意味していない。少くとも表面上は道徳的判断の表現ですらない。社会関係の客観的描写にすぎない。フランスのユートピア的社会主義者たち、特にプルードンに対するマルクスの主たる非難は、プルードンがあまりにも「正義」に取りつかれていることであった。マルクス自身の目的は、資本主義制度は倫理とが正義とは無関係に、それ自身の性格のうちに、崩壊する運命を抱いていることを立証せんとするにあつた。

マルクスは「資本論」において、資本主義制度は結局自滅しなければならない運命にあることを、厳格な科学的方法で論証せんと努めているかにかかわらず、「資本論」の各ページには資本主義制度に対する、マルクスの強烈な憎悪の感情が横溢している。もしマルクスのかかる道徳的憤激の発露がなかつたならば、「資本論」の論証は單なる学術上の興味を喚起したに止まり、マルクスが目的とした人間の激情を駆り立てえなかつたであろう。理由はもし資本主義が真に「悪」であるならば、それはなんらかの客観的な道徳上の原則の存在を全面的に否定しているからである。しかるにマルクス自身かかる道徳上の原則の存在を全面的に否定しているからである。ここに科学者としてマルクスと、革命煽動家としてのマルクスとの矛盾した性格が現われている。

### H・ンゲルスとレーニン

マルクス主義の倫理に関しては、これをやや系統的にのべた、一つの古典的声明がある。その一はエンゲルスの

「アンチ・デューリング論」に現われた次の二節である。

われわれはどんな道徳上の教義であれ、道徳の世界が歴史を超越し、各國間の差異を超えた、永久的原則をもつとの口実の下に、われわれに永久的、終局的、永世不変な道徳法として押付けんとするあらゆる企てを拒否する。われわれの主張はその逆であつて、これまでのすべての道徳理論は、つまりところ、特定の時代において社会が到達した、経済的段階の生産物だというにある。今日までの社会は階級的対立の方向に動いているので、道徳は常に階級の道徳である。その道徳は支配階級の支配と利益を正当化するか、または被圧迫階級が強力になるや否や、その道徳はこの支配と被圧迫階級将来の利益とに対する反逆になるかである。この過程において、道徳は人間知識の他のすべての分野におけるごとく、概ね進歩であったことは疑いえない。しかしあれわれはいまだ階級的道徳の域を脱していない。階級的対立とその対立の思想上における遺産とを超越した、眞の人間道徳はおそらく階級的矛盾を克服するのみでなく、実際生活において、そんな矛盾を忘れる社会の段階においてのみ可能である。

他の一は一九一〇年一〇月一日レーニンがロシア青年共産主義連盟の第三回大会で行つた次の演説であつて、かれの書残したものの中、最も迫力に乏しいものとの批判もある。

共産主義者の倫理などというものがあるのか。共産主義者の道徳などというものがあるのか。もちろんある。しばしば共産主義者は、かれら自身の倫理をもたないよう、世間に見せさせられている。また極めてしまわわれ共産主義者は一切の倫理を否定するものとブルジョアから非難されている。しかしそれは労働者と農民をごまかし、だます方法である。どういう意味で共産主義者は、倫理や道徳を否定するのであるか。それはブルジョアが神の命令から引出したものと説教する倫理を否定する意味である。それはまたブルジョアが観念論者や半観念論者の文句から引出した倫理で常に神の命令に酷似するものを否定する意味である。共産主義者は人間社会と階級思想から離れた一切の道徳を否定する。それは地主と資本家が、労働者と農民の心を迷わす欺瞞であり詐欺である。共産主義者の道徳は全面的に、プロレタリアの階級闘争の利益に従属する。共産主義者の道徳は、プロレタリアの階級闘争の利益から引出されたものである。人もし共産主義者の道徳を問わば、それは古い搾取社会を破壊し、新しい共産社会をつくるため、プロレタリア周辺のすべての労働者を統一することに役立つものと答える。共産主義者は

永久の道徳を信じない。

「共産党宣言」によると「共産主義者たちは、かれらの目的が、すべての現存社会状態の暴力的顛覆によつてのみ達成されうると公然宣言する」とある。暴力革命がマルクス主義の本質的性格たること寸毫の疑いを容れない。レーニンは共産主義者の行動が正しいか否かの基準は、かれらが革命の大義を援助することに依存するとしているが、「左翼小児病」と題する小冊子において、暴力革命の原則に一つの制限をみとめている。それはかれがテロ（政治的暗殺）を排除したことである。理由は革命は大衆がかれら自身の利益のために実行すべき、大衆自身の義務であるにかかわらず、テロを許することは大衆をして、革命はわれらのために、少数の「貴族的個人」が勝ちとつてくれるもの、と信ぜしめることによつて、プロレタリア運動を弱体化するというにある。しかしレーニンは注意深くテロに対するかれの反対は、「もちろん便宜上の考慮に基いてのみ」との条件を留保しているのみでなく、事実マルクス主義者たちは、テロが成功する可能性があれば、用捨なくこれが実行をためらわないのである。レーニン自身も若い時代にはテロの実行を躊躇しなかつた。

カール・カウツキーは「テロと共産主義」と題する著書（一九一九年）において、「ボルシュビズムに責任ある現象のうちで、最も目立つた最も反感を招いたものは、テロであること確実だ。そのテロはあらゆる形式における出版の自由が廃止されるとともに開始され、大規模な死刑執行の制度で終つてゐる。ボルシュビズムに対し最大の憎悪感を引起したものはテロである」と指摘したところ、トロツキーは「独裁主義対民主主義」と題する小冊子（一九二二年）を発表して、カウツキーその他の社会主義者に答え、資本主義者に対するテロを弁護して曰く「テロは活動の舞台か

ら去ろうとしない反動階級に対しては、極めて効果的である。威嚇は国際的にも国内的にも強力な武器である。戦争は革命のごとく威嚇に根拠をおいている。勝利した戦争でも征服された軍隊の小部分しか破壊されないが残りの大部 分を威嚇し、その意思を挫きうる。革命も同様であって、少数の個人を殺すが数千の人たちを威嚇する。この意味において赤色テロ（共産党の行うテロ）は武装叛乱と区別がない」と主張している。

マルクス主義者たちのかかる態度は、もしそうでなければ、マルクス主義そのものの多くに、同情的な人たちを困惑に陥れざるをえなかつた。たとえばラスキーは「一九一七年以來ロシア以外における共産党（複数）の倫理的行動によつて、甚大な問題が引起されてゐる」と前提し、「共産党の行動は詐欺、残忍、フェアー・プレーの蔑視、欲しいものをえんがためには平氣でウソをつけ、他人をダマスこと、また事実を述べる場合、完全に不正直であることが特徴だ」とのべてゐる。しかしまルクス主義者たちは、本氣でこれを反駁しようとはせず、ただ単にブルジョアも同じようなことが、もつと悪いことをするではないか、と嘯くのみである。

### スター・リンの条約観

一九四一年七月スター・リンはローズベルト大統領の個人的代表としてモスクワを訪問したハリー・ポップキンズに対し、「各國はそれぞれその条約上の義務を履行しなければならない。しかしされば国際団体は成立しえない。また各國間には最低限度の道徳上の基準がなければならない。かかる最低限度の道徳的基準がなければ各國は共存できない。ドイツ人は思慮なしに条約に調印する国民である。しかも今日調印して明日これを破り、明後日また第一の条約に調印する」と語つてゐる。

これはヒトラーがソ連との不侵略条約を破つて、ソ連に攻込んだ直後の発言であるが、そのスターリン自身が自ら日本と結んだ中立条約を破つて日本に戦争を仕掛けたことを、かれは世界に向つてどう説明しうるか。いかなる国がいつ、いかなる条約をいかなる口実で、破つたかは外交史が洩らさず記録している。ポップキンズに対するスターリンの戦術的発言は、かれの日本に対する最も恥すべき背信的行為を掩護できない。不道徳漢に他人の不道徳を責める資格は与えられない。

一九五〇年二月一五日トルーマン大統領は、ニューヨーク・タイムズ紙のクロック記者との会見において、「過去数年間アメリカがソ連と結んだ条約の数は約四〇にも達しているが、そのうち、ソ連が履行した条約は、ソ連が日本との戦争に参加すると約束した、ヤルタ協定が唯一あるのみ」と声明している。

ソ連の条約観に関しクラクジオ教授の著書「ソ連と国際法」によると、「条約には強国が武力または経済的圧迫によって、弱国に押付けたものと、当事者双方の利益のために結んだものとの二種ある。前者はこれを押付けた強国の力が存続する期間のみ履行され、後者は双方の利益が存続する期間のみ履行される。ソ連の理念からすると、条約上の約束を履行する道徳上の義務がある、というあらゆる理論は、右にのべた政治上の必要性と機会主義なる実際的な考慮に対抗できない」とある。

### ウソの効用

一九四六年パリ四大国外相会議においてモロトフは、「現在の国際生活には二つの全然相反する対立的方法がある。その一は永い過去の時代から何人にも知られているもので、暴力と支配との方法であつて、そのためには圧力に

関するすべての手段は善である。他の一はまだ十分広く行われていないが、大小すべての国の平等と合法的利益の承認とに基礎をおく、民主的協力である。われわれは一切の故障にかかわらず、諸国間の民主的協力が、最後の勝利を占めうることを疑わない」とのべた。これこそラスキーのいう欲しものをえんがためには、平氣でウソをつけ、他人をダマス知力と技能において、スターリンに劣らない政治家の典型的発言でなければならない。

一九一九年レーニンはベラクン（一九一九年三月二一日から同年八月一日まで、短期間ハンガリーに共産政権をつくった男）に対し、「一瞬間といえども連合諸国を信用してならない」と警告したところ、ベラクンは「私はあなたの弟子の一人であることを極めて誇りとするものであるが、ある一点あなたよりも優れていると思う。それは不誠実(*mala fides*)ということである」と答えた。その後ソ連に亡命したベラクンは一九三七年スターリンに粛清された。

ジョージ・ケナンによると、ソ連の指導者たちは、政権を獲得した当初から、終始一貫、政策上の意識的武器として、ウソをつくことに異常な天才を發揮してきた。客観的真理の存在と価値を否認し、いやしくも共産主義の目的に役立つ場合、ウソを真理と同様に重宝なものと公言して憚らない。ウソをつくことをもつて他人を欺き、他人の善良性を利用する手段に使用するのみならず、自己を慰め、自己を力づける道具にする。自己に都合の悪い真理よりも、都合のよいウソを基礎として、戦闘的政治運動を開拓する。それを決して悪いこと信じていない。真理を愛好しないクセがついているので、本当に自分が信じていることと、そう言つた方が都合のよいこととの区別が、かれらの心理から去つてしまつた。故にソ連の指導者たちの声明とか、演説とか、公文に接した場合、かれらの肚の底にあって、かれらが本気で考へている、下部構造を相手にすればよいか、それともかれらが工夫をこらして故意にデツチあ

げた、上部構造を相手にすればよいのか、全然見当がつかない。しかしソ連がデタラメを並べたり、歪曲した報道を流した場合、うるさいことではあるが、必ずこれに応答することが賢明である。文化の高い西ヨーロッパでは、同じことを繰返すことを好まないが、真理だからというだけでは、ウソ、イツワリと戦つて、勝利をおさめることは望めない。自由世界もソ連と同様に、熱心かつ執拗に真理を宣伝しなければならない。世界は、ソ連の職業的宣伝機関のみならず、ソ連政府の幹部要人たちから、三歳の童子も信じえないような、明々白々たるデタラメとか、世間公知の事実と全然矛盾する意見を聞かされることに慣れている。特に外交政策に関するソ連政府の声明には歴史上の記録を、鉄面皮に歪曲したものを見えず発見する。その適例は一九五〇年の朝鮮戦争の起因と、一九五六年のハンガリー革命に対するソ連の行動に関する主張がそれである。ソ連の指導者たちはまた、かれらが政権を掌握した当初から、「平和共存」を外交政策の基本方針としてきた、と主張するが、ロシア革命の後継者たるかれらが、ロシア革命の本当の歴史を尊重せず、これをかれら自身の戦術的便宜のために、歪曲することは驚くべきことであり、もしこんな途方もない、愚かな歪曲を地下のレーニンが知ったならば、なんというであろうかと批判している。

ケナンと同様に駐ソ大使として、ソ連政府と交渉の体験をもつ、イギリスのウイリアム・ヘイターによると、おそらく大抵の人は、ちょっとしたウソをつくことはありうるが、ソ連の官吏のように、たえず思う存分ウソをつく者は殆んどいない。一部分は共産革命以前から、ロシアに存在する民族的特性であるが、一部は共産革命と共産革命以後における理論の產物である。レーニンの書いたものに、ブルジョアに対抗する武器として、人をダマスことを正当化する文献が多数存在する。もちろん資本主義国の外交官も、ウソをつくことはあるが、これはかれらが真意を見破ら

れたくないからである。ソ連の外交官はかれ以外のすべての人は、それがウソであることを知っていると、かれ自身も知りながらウソをついてゐる。かれらはいくらウソをついても、また論理の不一致があつても、議会で質問される心配もなければ、新聞であがられる懸念もない。これがすべてのソ連は、ソ連が交渉の相手方や、反対者の説得を汚す上に、極めて役立つことであるとのべてゐる。

マルクス主義者たちの倫理観に失望した人たちは、マダリアー博士の次のパリを賣る論著によつて、幾分なりとも慰めをうなづくことができた。博士曰く「ドンキホーテの読者は、騎士と郷士と山賊とが、バルセロナ近傍で会見する場面をお記憶であらう。騎士と郷士は山賊の仲間におひこすら、正義の美德が不可欠なことを認めた。なぜなら山賊の頭目は、山賊行為の略奪物を分配するに拘らず、正義と衡平を行わざるをえないからである。もし正義の美德と仲間とが、山賊の間におひこすら不可欠であるとすれば、これまで集団的山賊のパリ、行動してゐた諸国の中でも、漸進的に向山賊へと躍進みうるからだ」とある。

### 参考文献

1. Engels, F., *Anti-Dühring*.
2. Hook, S., *Marx and the Marxists*.
3. Hunt, R. N. C., *The Theory and Practice of Communism*.
4. Schwarzenberger, G., *Power Politics*.
5. Meinecke, F., *Machiavellism* (English translation of "Die Idee der Staatsraeson in der neueren Geschichte").
6. Sterling, R. W., *Ethics in a World of Power*.